

STOP！介護改悪 介護ウェブ2016推進ニュース

—介護の“Big Wave”を広げよう！—

参院選に向けた介護をよくするアクション！～神奈川～

介護ウェブ2016

私たしたちも自公政権に怒ってます 選挙にいて政治をかえるぞ～



川崎医療生協本部で～す



かりんぢョ
(メディホープかながわ)



ケアセンターよこはまヨ
(医療生協かながわ)



うしおだ介護支援センターです
(社福うしおだ)

院所・事業所から
怒りの写真と一言
おまちしています

神奈川民医連介護ウェブ
推進ニュースNo.81より

第59回社会保障審議会・介護保険部会(2016年6月3日)

新たな介護の担い手として「介護助手」を提起!

6月3日に開催された第59回社会保障審議会・介護保険部会では、介護人材の確保(生産性向上・業務効率化等)のテーマについて議論が行われ、厚労省から、介護人材の類型化・機能分化の方策として「**介護助手**」が提起されました。(以下、提出された資料の内容)

(介護人材の専門性の発揮)

- 前述のとおり、介護人材の類型化・機能分化についての検討が進められているところであるが、地域の高齢者を「介護助手」として活用することで介護の担い手を増やし、専門性のある介護職には専門分野でその能力を発揮してもらう取組も行われている。
- 一方で、介護人材の類型化・機能分化に関する調査研究結果によると、サービス種別による違いはあるものの、各サービス施設・事業所の管理者が考える介護の各業務に求められる専門性と、実際の介護職員の業務実態との間に、差が生じているとの指摘がある。

※例えば、訪問介護事業所の管理者が考える生活援助(掃除・洗濯・衣類の整理・ベッドメイク)に求められる専門性については、「介護に関する知識、技術をそれほど有しない者でもできる」又は「介護に関する基本的な知識、技術を備えた者であればできる」(いずれも介護福祉士の資格を取得していない者でもできるとの回答)が8割を超えているが、介護福祉士の約7割がこれらの業務をほぼ毎回(毎日)実施している。(出典:三菱UFJリサーチ&コンサルティング「介護人材の類型化・機能分化に関する調査研究事業報告書」(平成28年3月))

「介護助手」イメージ(全国老健協会提出)



出席する委員会からは「生活援助の行為だけを見て、専門性が無いというのは間違っている。1つ1つの行為に観察やアセスメントがあり、その方の自立支援を目指すことを目標としている」(日本介護福祉士会)、「生活援助は家事代行ではない。ヘルパーが行うからこそ利用者は安心していただける」(認知症と人と家族の会)、などの反対意見が相次ぎ、「**処遇改善こそ介護人材確保策の最良策**」との意見が多く委員からあがりました。

その他、ロボット活用や外国人介護人材の活用についても「**ロボットにはできること、できないことがあり、誤った利用をすれば、利用者の自立を損なうことにもつながる**」、「技能実習制度は制度

の趣旨に沿った活用をするべきだ。外国人の受け入れを拡大することで日本人介護職の処遇改善がすすまなくなる恐れがある」などの意見が出されました。

第59回介護保険部会の資料はコチラ ⇒ <http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000126427.html>

【お願い】各地の介護ウェブの取り組みをニュース又はホームページへ掲載します。とりくみがありましたら写真と記事(400字程度)を事務局までお寄せください。

お問い合わせは、「介護ウェブ推進本部」事務局：東、吉澤

TEL: 03-5842-6451/FAX: 03-5842-6460 E-mail: min-kaigo@min-iren.gr.jp